

債権者各位

吸収分割公告

下記会社は吸収分割して、甲は、乙の保有する資産の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

効力発生日は令和7年1月1日を予定しており、甲は会社法第796条第2項、乙は同法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を決定しております。

記

- この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
- 甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 - (甲) 確定した最終事業年度はありません。
 - (乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

2024年11月27日

(甲) 東京都港区港南1丁目8番15号
飛島ホールディングス株式会社
代表取締役社長 高橋 光彦

(乙) 東京都港区港南1丁目8番15号
飛島建設株式会社
代表取締役社長 乗京 正弘

以上